

死 亡 届 を 提 出 さ れ た 方 へ

当市での手続き及び担当課(○数字は窓口番号)		手続きに必要なもの	当市での手続き及び担当課(○数字は窓口番号)		手続きに必要なもの
印鑑登録 (市民課②) 29-5809	死亡日をもって自動的に廃止になります。 印鑑登録証をお返しいただくか、破棄してください。		固定資産 (税務課③) 29-5538	亡くなった方が市内に土地・家屋等の資産を所有している場合、相続登記が完了するまでの間、税関係書類を受け取る方を決める必要があります。(相続登記完了後は新たな所有者に税関係書類が送付されます。) ※相続登記は法務局です(要予約)。	○印鑑 ○本人確認資料 ○戸籍謄本等(市外にお住いの場合は亡くなった方との統柄が分かる書類)
国民年金 (市民課④) 29-5809	年金の受給状況で手続き先は異なります。 受給状況を調査し後日案内を送付します。 <手続き先> 国民年金のみ→市民課 厚生年金あり→年金事務所(予約相談) 共済年金→各共済組合	○死亡診断書の写し ○請求者の戸籍謄本 ○請求者のマイナンバーカード ○請求者名義の通帳 ○本人確認書類など 詳しくはお送りする案内をご覧ください。	原付バイクや農耕用車両をお持ちの方 (税務課①) 29-5526	廃車または名義変更手続きをしてください。	○ナンバープレート ○本人確認資料
介護保険 (成人福祉課②) 29-5809	介護保険証をお返しください。	○亡くなった方の介護保険証	水道料金 農業集落排水 (市役所第2庁舎) (上下水道課) 23-6111	使用者登録している方が亡くなった場合、廃止届または名義変更届が必要です。	○印鑑
障がい者(児)手帳 (成人福祉課③) 29-5810	・手帳をお返しください(返還届を記載していただきます)。 ・医療証をお持ちの方はお返しください。	○亡くなった方の手帳 ○亡くなった方の医療証(持っていた方のみ)	児童手当 児童扶養手当 (子育て推進課④) 29-5811	消滅手続きをしてください。	○児童扶養手当受給の方は児童扶養手当証書
後期高齢者医療 (健康課⑧) 29-5792	・喪主の方に葬祭費が支給されます。 ・資格確認書をお返しください。	○喪主の方の通帳 ○亡くなった方の資格確認書	子育て支援医療 ひとり親家庭等医療 (子育て推進課④) 29-5811	医療証をお返しください。	○各医療証
国民健康保険 (健康課⑧) 29-5792	・喪主の方に葬祭費が支給されます。 ・資格確認書をお返しください(マイナ保険証を利用していた方を除く)。	○喪主の方の通帳 ○喪主以外の方に振り込む場合は、その方の通帳と喪主の印鑑 ○亡くなった方の資格確認書(マイナ保険証を利用していた方を除く)	☆亡くなられた方の戸籍が必要な場合 届出内容が記録されるまで、数日かかります(本籍が新庄市以外の場合、さらに日数を要します)。戸籍謄本等は本籍地以外の自治体でも発行できますが、請求できる方は限られますのでご注意ください。		
☆法務局からのおしらせ 令和6年4月から相続登記が義務化されました。また金融機関での手続きや相続税の申告などには法定相続情報の証明書の利用が便利です。詳しくは法務局までお問い合わせください。					

* 詳しい内容は担当課におたずねください。

* 担当課を複数回ることが困難な場合等は、お気軽に職員にお声がけください。